

「在留手数料大幅値上げに対する反対声明」

2026 年 7 月 25 日

NPO 法人中国帰国者の会

理事長 中村 洋

当会は、「出入国管理及び難民認定法改正案（政府提出）に対する反対声明」（2023 年 4 月 18 日）と「『永住権が取り消される』24 年入管法『改正』に反対する声明」（2024 年 5 月 17 日）に続き今回の「在留手数料」値上げに対して以下反対声明を出す。

2026 年 5 月 29 日に在留審査に係る・手数料の大幅引き上げなどを盛り込んだ・管法改定案が国会で可決成立した。それに基づき、出入国在留管理庁（入管庁）は 7 月 3 日、実際の改定額の政令案を発表した。資格変更・期間更新はこれまでの 6000 円から、在留期間に応じて 3 カ月以下の人は 1 万円、1 年は 3 万 3000 円、5 年以上は 7 万 5000 円に値上げする。永住許可は、1 万円から 20 万円と値上げ幅が最も大きい。「改定額」は、人件費や審査システム開発費などの実費に加え、日本語・生活学習支援など出入国と在留の「公正な管理」（入管庁）にかかる応益的費用から算定したという。

生きていくために不可欠な在留資格を維持するための費用がこんなに急激に引き上げられれば、当事者やその家族の生活に極めて深刻な影響を及ぼす。しかも・分な必要性も相当性も認められない制度を、対象となる外国籍者の意見聴取もせずに突如導・したものである。国会審議では、これほど大幅な負担増を正当化するだけの十分な必要性も相当性も認められないことが、より一層明らかになっていたのである。なぜ日本に長く居住し、日本人と同様に税金や公租公課も負担してきている外国籍者が、自身と直接関係のない施策の費用や、難民条約締約国の責務として日本が行う難民認定にかかる費用を、日本国籍がないというだけの理由で「手数料」という名目でさらに負担しなければならないのか。本法案によって、これまで外国籍者が日本で築いてきた生活を奪ったり、家族の分離を招いたり、迫害のおそれのある国に帰ることを事実上強いることにならないのか。政府からは何ら説得的な説明はなかった。諸外国と比較したと言いながら、その比較は全く恣意的で不正確なものである。東京新聞 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/499273> によれば、フランスを除き在留手数料「爆上げ」案、国際比較をしても高い。

以下は中国帰国者の会としてこれに反対するものである。

1 中国帰国者の家族の国籍、生活状況

中国帰国者家族は日本国籍者と中国籍者が混在している。中国帰国者一世は日本国籍、その配偶者は中国籍が基本である。二世三世は混在、一世が男性であれば二世は日本国

籍、一世が女性であれば二世は中国籍が基本である。この差は1984年改正まで国籍法が「父系主義だった」からである。女性差別撤廃条約批准にともない同条約に反し違憲でもあるこの「父系主義」は両系主義に改められたが、20歳未満に対する遡及しなくそれを超えた女性系帰国者は父方の中国籍のままである。二世の配偶者は中国籍が多いのでその関係で三世も中国籍になる。生活保護受給や日本語能力の問題もあり「帰化」（「簡易帰化」含む）も難しいまま、中国籍者は「日本人の配偶者等」や「定住者」そして一部は「永住資格」という在留資格で暮らしている。2007年に前中国残留邦人支援法の改正で中国帰国者一世（「特定中国残留邦人」と定義される）とその配偶者、2013年改正で2007年法施行前に60歳以上で死亡した「特定中国残留邦人」の配偶者も対象になり、支援給付金の支給など金銭保障の拡大がなされた。だが、2007年法施行時に60歳未満で死亡した一世の配偶者や二世などその家族については、その制度前もその制度ができた後も前記した中国帰国者一世らと異なりそれらの金銭保障はない。彼らの多くは日本語能力の問題等もあって就労条件や就労環境は厳しく、生活保護などに頼らざるを得ない状況もある。「生活保護」を理由に在留更新時に「1年」という短期にされたケースも頻発している。

2 日中間の口上書等

そもそも中国帰国者家族は特別の状況下で来日し生活、定住していることを忘れてはならない。その趣旨で中国帰国者については以下のように1993年に日中間で口上書が交わされているのである。

同伴家族については「中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」（4項の（2））。呼び寄せ家族については「前記（1）により日本に永住する者の実子であって前記（2）にいう扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。」

3 生活保護者は減額されても・・・

「生活保護法の取扱いに準じた保護を受けている者」「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者」は減額の対象とされるようだ。

前記したように、中国帰国者二世（日本人の配偶者等）のうち、生活保護を受給している人は少なくない。生活保護を受給している期間は場合により今回在留手数料が減額され

る可能性がある。だがそれでも「3月超の在留期間を決定されるものについては1万円まで、永住許可を受ける者は2万円まで、それぞれ減額することができる」にすぎない。ましてや生活保護を受けていない中国帰国者たちはどうしたらよいのか。前記したように「日本国籍でない」の根本にあるのは性差別国籍法である。日本国籍者にはない負担が課され、かつ、同じ状況下で生まれ、同じ状況下で永住帰国した者たちの間で異なる扱い。なぜこうした差が生じるのか???

4 重ねていう。中国帰国者家族の国籍法の違いは1984年「改正」まで父系主義という性差別国籍法が根本原因である。

このように性差別国籍法をバックにした中国帰国者の国籍の違いをみると入管関係の問題の理不尽さが際立って見える。

中国帰国者関係だけの問題ではない。生活者として、生きていくために不可欠な在留資格。それを維持するための費用がこのように急激に引き上げられ深刻な事態をもたらす。しかも、外国人を対象とした取り組みは当事者に負担させればよいと主張しているようなもの、そうした政府の姿勢が自治体や市民社会などにも波及して「分断」を生む、「外国人は社会の一員とみなされていないかのようなメッセージを送ることにならないか」（前掲東京新聞26年7月4日記事 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/499273>にある鈴木江理子教授の言葉）と指摘している。この指摘は正鵠を射ている。それが官主導で行われることに強い危機感を覚える。

大幅な「在留手数料」値上げには、断固反対する。